

# 一般事務用パソコンリース仕様書

## 1. 契約方法及び期間

契約方法：リース契約

期間：令和5年（2023年）1月1日から令和9年（2027年）12月31日まで（5年間）

## 2. 機器及び数量

ノートパソコン 11台

保守パック（5年） 11個

※詳細は、別紙「機器仕様書」のとおり

## 3. 設置場所

公益財団法人熊本県環境整備事業団 管理事務室内

熊本県玉名郡南関町大字下坂下4771-3

## 4. 業務範囲

- (1) 別紙「機器仕様書」に記載の機器（以下、「借入機器」という）のリース
- (2) 借入機器の納入、設置、動作確認作業
- (3) その他、本仕様書に定める作業

## 5. 借入機器の納入

- (1) 借入機器は、リース期間開始までに納入すること。
- (2) 借入機器の運搬、搬入、設置等に必要なる一切の諸経費については、リース料に含むこと。
- (3) リース物件であることを示す物件シール（様式は任意）を借入機器に貼付すること。
- (4) 納入時に発生する段ボール等の包装材については、受注者が持ち帰ること。

## 6. リース期間満了後の取扱い

- (1) リース期間が満了したときは、受注者は借入機器を撤去すること。
- (2) 借入機器の記憶装置に残るデータについては、完全消去の処理（記録データを完全に復元不可能とする処理）を実施するとともに、書面により処理方法及び処理結果について報告すること。
- (3) 借入機器の撤去及びデータ消去に係る一切の経費は、受注者の負担とする。

## 7. 契約金額の支払

- (1) リース料は、落札金額を履行月数で除して得た金額（月額）を当月の履行期間終了後適正な請求書を受領して30日以内に支払う。
- なお、月額に端数が生じる場合は、最終支払月分（令和9年(2027年)12月分）で調整する。

## 8. その他

- (1) 本契約締結後、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者に質問し、その指示を受けること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。